

学校いじめ防止基本方針

～東奥学園高等学校～

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	3
2	いじめとは	3
3	いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図	4
4	いじめの予防	5
5	いじめの早期発見	5
6	いじめへの対応	6
7	ネットいじめへの対応	8
8	重大事態への対応	8

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどから始まり、近年では携帯電話やインターネットなどの情報機器を介したいじめが増加し、暴力行為に及ぶいじめに発展するケースも少なくない。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするケースも発生するなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。このようないじめ問題への対応は、学校としても見過ごすことのできない大きな問題である。

生徒達が生きがいと意欲を持ち本校での3年間を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を再確認し、未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめ認知での適切かつ迅速な対応と解決への計画を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条による）

(2) いじめに対する基本的認識

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめ側が悪い」
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- 「いじめの未然防止と早期発見は、学校・教職員の重要課題の一つである」

(3) いじめの構造と動機

○いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」以外に、「傍観者」・「観衆」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の「いじめ行為」の捉え方が、抑止作用としても促進作用としても大きく影響することがある。

○いじめの動機

いじめの動機には、次のようなものなどが考えられる。

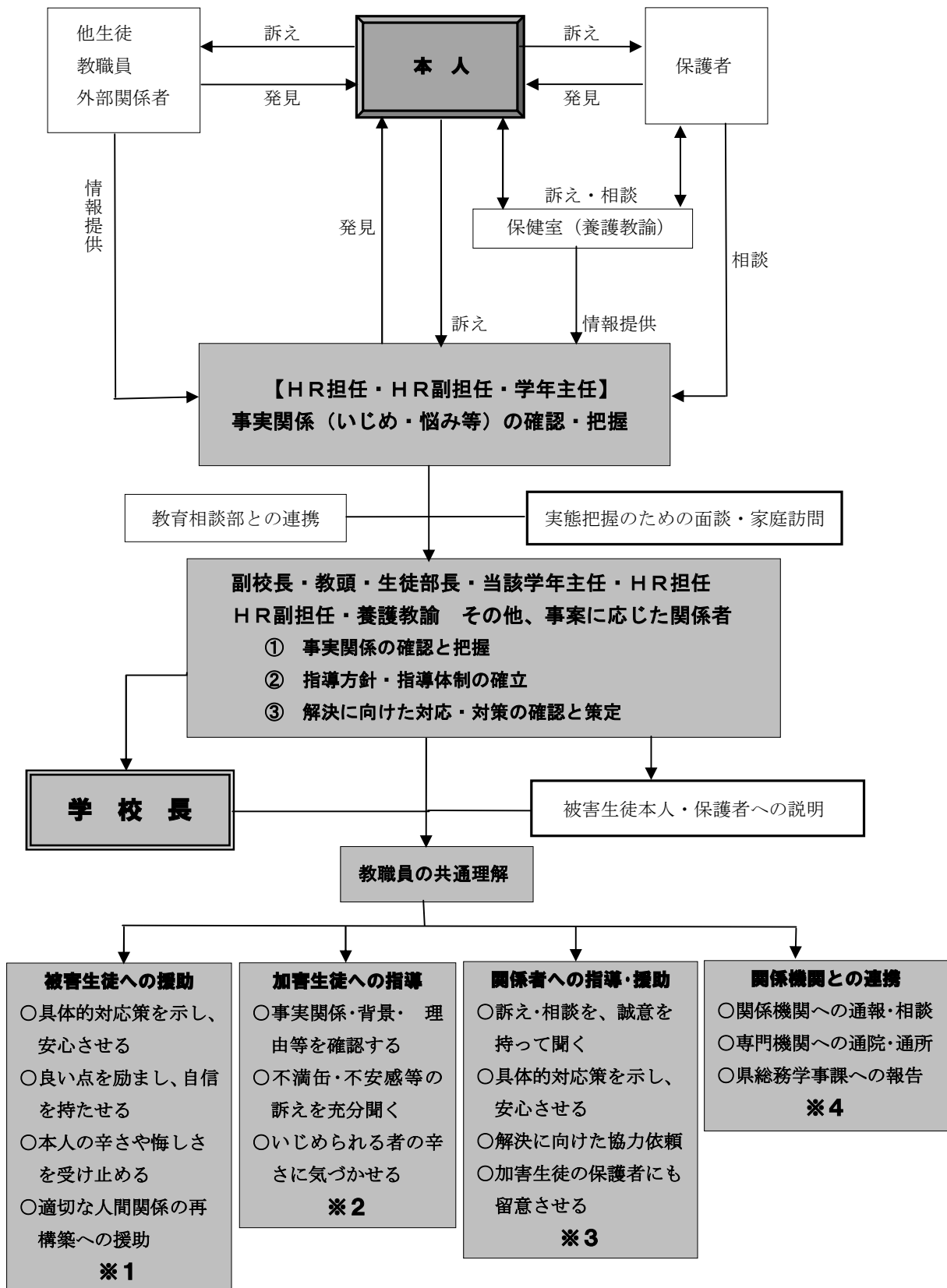
- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避けるぶつかる・小突く、命令・脅し、停的辱め、メールなどによる誹謗中傷噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり
使い走り、部活動中のいじめ

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図



(東奥学園高等学校「学校安全危機管理マニュアル」より)

4 いじめの予防

いじめ問題への対応には、いじめを起こさせないための予防的取組が不可欠である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の高揚、豊かな人間性や社会性を育むことが大切である。

(1) 学業指導における予防

- ・規範意識、帰属意識を互に高める集団（クラス、学年、学科）づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、生徒一人ひとりに配慮した授業実践
- ・HR活動における望ましい人間関係づくりの活動の実践
- ・学校・学年行事への積極的な取組姿勢を通じた人間関係づくり

(2) 教育相談の充実

- ・クラスにおける個人面談の定期的な実施
- ・本校教育相談部との密接な連携

(3) 人権教育の充実

- ・授業（教科「公民」等）を通じた人権意識の高揚
- ・各種集会（全校集会・学年集会等）における適切でタイムリーな講話の実施

(4) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(5) 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」等の周知
- ・学校公開の積極的な推進

5 いじめの早期発見

いじめ問題を有効的に解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動や行動に留意し、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、速やかに対応することが重要である。

早期発見のポイント 被害者

- ① 遅刻・早退・欠席が目立つ
- ② 保健室の利用の増加
- ③ 体調不良の愁訴
- ④ 沈んだ表情や態度（正反対に、脅されて不自然に明るく振る舞い騒ぐ）
- ⑤ ズックや教科書等を隠されたり、筆記用具などを貸すことが多くなる
- ⑥ 誹謗・中傷の手紙やノートが出回ったり、嫌なあだ名を言われている
- ⑦ 休み時間や昼食時に独りであることが多い
- ⑧ クラス全体の雰囲気としてからかいが横行、嫌がる役目を押し付ける
- ⑨ クラス担任・授業担当者が教室に入室後、遅れて入室してくる
- ⑩ 机の周囲が散乱している
- ⑪ 異なる場所に着席してることが多くなり、席替えで近くになることを嫌がられる
- ⑫ 一人で清掃している
- ⑬ 慌てて（急いで）下校する
- ⑭ 一人で部活動の準備や片付けをしている

早期発見のポイント 加害者

- ① 仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
- ② 特定の生徒（加害者）に、周囲が異常に気を遣っている
- ③ 自己中心的な行動が目立ち始め、ボスの存在になっている
- ④ 教師が近付くと不自然に分散する

いじめられている生徒は自ら言い出せないでいるケースが多い。多くの教員が目で多くの場面を観察し、少しのサインでも見逃さないようにする。また、苛めている生徒がいることに気づいた場合は、積極的に生徒の中に入りコミュニケーションを増やし状況把握に努める。

家庭でのいじめ被害のサインも多い。以下のようなサインが見られたら、早急に学校と連携を取るよう保護者へ周知する。

家庭での早期発見のポイント 被害者

- ① 学校や友達のことを話さなくなる
- ② 友達やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- ③ 朝起きてこなくなったり、登校することを嫌がる
- ④ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- ⑤ 遊ぶ友達が急に変わる
- ⑥ 部屋に閉じこもったり、外出しなくなる
- ⑦ 理由が明確でない衣服の汚れがある
- ⑧ 理由が明確でない打撲や擦り傷がある
- ⑨ 食欲不振・不眠を訴える
- ⑩ 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする
- ⑪ 自転車がよくパンクする
- ⑫ 家庭の品物、金銭がなくなる
- ⑬ 大きな額の金銭を欲しがる

（一部、東奥学園高等学校「学校安全危機管理マニュアル」より）

6 いじめへの対応

（１）生徒への対応（３ いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図 ※１・２）

①被害生徒への対応（※１）

被害生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守るという「被害生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・ 生徒の安心・安全を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対応・対策について、共に考える
- ・ 生徒を認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる

②加害生徒への対応（※2）

いじめは決して許されないという毅然とした態度で対応し、当該生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう、根気強い指導を行う。

- ・いじめの事実確認をする
- ・いじめの背景や要因を理解する
- ・被害生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要に応じた懲戒

(2) 関係集団への対応（3 いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図 ※3）

当該生徒だけでなく、周囲で面白がって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした生徒（生徒集団）に対しても、適切な指導を加える。

- ・各自自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努めさせる
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努めさせる

(3) 保護者への対応（3 いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図 ※3）

①被害生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、学校のいじめ対応姿勢を明確にし、少しでも不安感を取り除くようにする。

- ・誠意をもってじっくりと話（相談）を聞く
- ・保護者・生徒が抱える苦痛を真摯に受け止める
- ・親子のコミュニケーションを大切に、子どもの苦痛を少しでも取り除けるよう協力を求める

②加害生徒の保護者に対して

いじめの事実把握後、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは被害・加害共に誰にでも起こり得る可能性があることを理解してもらう
- ・子どもの行動が善行されるよ教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が不可欠であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば、速やかに報告してもらう
- ・生徒・保護者の心情に配慮する

③保護者同士が対立する場合

教員が間に入り関係調整する

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信・不満等の思いを聞き取り、双方に寄り添う態度で真摯に対応する
- ・状況に応じて、管理職が率先して対応することも必要である

(4) 関係機関との連携（3 いじめ防止の指導体制・組織的対応相関図 ※4）

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換にとどまらず、一体的な関係で対応することも重要である。

①県庁総務学事課（県教育委員会）との連携

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言が必要な場合
- ・家庭での生徒の生活環境改善等が必要な場合

④医療関係との連携

- ・精神保健に関する相談の必要性がある場合
- ・精神状況についての治療、指導・助言の必要性がある場合

7 ネットいじめへの対応

文字や画像を使用し、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をしたり、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットによるいじめであり、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングの推奨
- ・保護者の見守り協力

②情報教育の充実

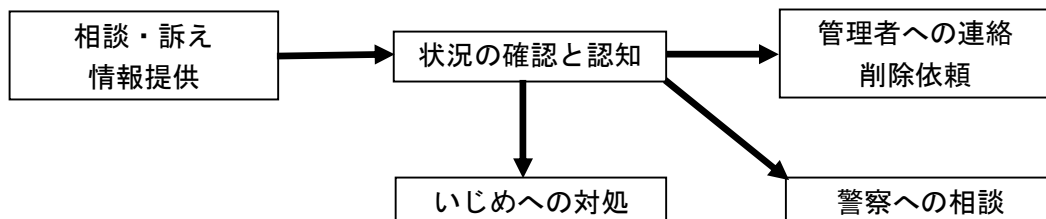
- ・教科「情報」等、授業を通しての情報モラル教育の実践
- ・外部専門講師による、ネット社会に関する講話の実施

(2) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの相談・訴え
- ・ネットパトロールからの情報提供

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合は、速やかに関係機関との連携を構築し事態に対処する。

(1) 重大事態とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合
- ・被害生徒の欠席が連続して続いた場合、またいじめを起因とする年間の欠席日数が30日程度以上の場合

(2) 重大事態発生時の対応

学校（校長）が重大事態と確認・判断した場合は、関係機関との連携を図り、事態の終息と解決へ向けて最優先事項として対処する。また、県総務学事課（県教育委員会）との連携を密にし、経過も含め適宜適切な報告をする。